

市町村と県による協働電子図書館の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「市町村と県による協働電子図書館事業規約」（以下「事業規約」という。）及び「市町村と県による協働電子図書館運営規程」第6条の規定に基づき、利用者登録に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「電子図書館」とは、市町村と長野県が協働で実施する電子書籍貸出サービスのことをいう。
- (2) 「電子書籍」とは、電子図書館が提供するコンテンツをいう。
- (3) 「図書館」とは、市町村が設置する図書館及び図書室のことをいう。
- (4) 「県立図書館」とは、県立長野図書館のことをいう。
- (5) 「利用者」とは、第3条に定める利用資格を持ち、第4条に定める方法で利用の手続きを行い、利用者ID及びパスワード（以下「利用者ID等」という。）の交付を受けた者をいう。
- (6) 「利用者カード」とは、図書館又は県立図書館から、図書館利用のために発行されているカードのことをいう。
- (7) 「運営委員会」とは、事業規約第5条に定める運営委員会をいう。
- (8) 「サービス提供事業者」とは、電子書籍貸出サービスを提供する株式会社メディアドゥをいう。

(利用資格)

第3条 電子図書館を利用できる者は、次にあげる者のうち利用者カードの交付を受けている個人とする。

- (1) 長野県内に居住している者
 - (2) 県外から長野県内に通勤通学している者
- 2 利用者カードが未交付の者又は失効している者は、居住地の図書館又は県立図書館で利用者の登録を行い、利用者カードの交付を受けなければならない。

(利用の手続き)

第4条 電子図書館を利用する意思のある者は、電子図書館利用申込書（様式第1号）の提出もしくはそれに準じて図書館又は県立図書館が定める方法によって申請を行い、注意事項への同意を示さなければならない。

- 2 第3条第1項第1号に該当する者は、居住地の図書館又は県立図書館に申請を行うものとし、第2号に該当する者は、通勤通学先が存する市町村の図書館又は県立図書館に申請を行うものとする。
- 3 図書館及び県立図書館は、第1項による申請があった場合、利用資格を満たすと認めるときは、電子図書館を利用するための利用者ID等を交付し、通知するものとする。
- 4 利用者は、図書館又は県立図書館のいずれか一方でしか、申請することはできないものとする。
- 5 視覚に障がいのある者は、障害者手帳を提示することにより、障がい者専用の電子図書館にアクセスするIDの発行を受けることができる。

(利用者ID及びパスワード)

第5条 利用者ID等の発行は、1人につき1つとする。

- 2 利用者ID等の有効期限は、図書館又は県立図書館の利用カードの有効期限と同じとする。

- 3 電子図書館利用のための利用者 ID 等については、次のとおりとする。
- (1) 利用者 ID のコード体系は、識別番号（1 桁）、総務省が設定する市区町村コード（下 3 桁）、利用者生年（西暦 4 桁）及び利用者カードに記載されている番号の順に構成されるものを使用する。識別番号は、居住地の図書館で交付する場合には、「M」を付与し、県立図書館で交付する場合は、「P」を付与するものとする。なお、利用者カード番号は市町村内で重複しない任意の数字、英字、又は記号により構成されるものとする。
 - (2) パスワードの初期値は、利用者の生年の後に「0000」を付した 8 桁数字とし、初回ログイン時に利用者自身に変更するものとする。

（利用者 ID の再交付）

第 6 条 利用者は、次に該当する場合は再度、様式第 1 号による手続きを行い、新しい利用者 ID の再交付を受けなければならない。

- (1) 居住する市町村が変わった場合
 - (2) 県内への通勤通学先に変更があった場合
 - (3) その他、紛失等による再交付が必要となった場合
- 2 転居により居住地が県内の他市町村が変わった場合は、前の居住地の図書館で利用者 ID の抹消手続きを行ったうえで、新居住地の図書館で再度利用登録を行うものとする。
- 3 再交付された利用者 ID には、旧利用者 ID に記録されていた情報を引き継がないものとする。
- 4 利用者 ID の交付を県立図書館から受けている場合は、県立図書館へ申し出るものとする。

（貸出及び閲覧）

第 7 条 利用者は、交付された利用者 ID 等により電子書籍を利用することができる。

- (1) 貸出することができる電子書籍の点数は、1 人につき 2 点以内とする。
- (2) 貸出期間は 1 回につき 7 日以内とし、期限を過ぎると自動で返却され、閲覧ができなくなるものとする。
- (3) 他の利用者の予約がない場合で、かつ、前項の期間内に電子図書館内で延長手続きを行った場合、7 日間延長することができる。なお、延長手続きは 1 回のみとする。

（予約点数及び取り置き）

第 8 条 利用者は、貸出を希望する電子書籍が他の利用者に貸出されている場合は、予約することができる。

- 2 同時に予約できる電子書籍の点数は、2 点以内とする。
- 3 取り置き期間は、貸出しが可能になった日から 3 日間とする。予約した資料が貸出し可能になったことをメールで通知を受け取ることができる。

（利用者の遵守事項）

第 9 条 利用者は電子図書館の利用に当たり、各号にあげる事項を遵守しなければならない。

- (1) ID 及びパスワードを適切に管理し、他人に漏らさないこと。
 - (2) ID 及びパスワードを他人に譲渡または貸与しないこと。
- 2 利用者 ID 等が利用者以外に使用されて、利用者に生じた損害については、ID 発行者である市町村及び県、並びに運営委員会は責を負わない。

（利用の停止）

第 10 条 利用者が次に掲げる事項に該当する場合は、図書館及び県立図書館は利用の停止を行うことができる。

- (1) 故意に利用者 ID 等の交付を複数受けるなど、不正な手続きにより電子図書館を利用したとき。
- (2) 利用資格が喪失したことを知りながら利用を継続したとき。

- (3) 利用者 ID 等を他人に漏らし、図書館及び県立図書館に損害をあたえたとき。
 - (4) 前号のほか、運営委員会が利用の停止を適当と認めるとき。
- 2 利用の停止を受けた利用者は、本要綱を遵守する旨の誓約書を利用申請した図書館へ提出した場合のみ、利用停止の解除を受けることができる。

(利用者 ID の抹消)

第 11 条 次に掲げる事項に該当する場合は、図書館及び県立図書館は利用者 ID 等を抹消する。

- (1) 県外への転出等により、第 3 条に規定する利用資格を喪失した場合
 - (2) 図書館及び県立図書館の利用者カードの有効期限が切れた場合
 - (3) 利用者本人からの申し出があった場合
- 2 前項第 1 号に該当する利用者は、利用者 ID 等の交付を受けた図書館又は県立図書館へ申し出なければならない。

(業務の休止)

第 12 条 次のいずれかに該当する場合は、電子図書館に関わる業務の全部又は一部を休止することができる。

- (1) 電子書籍の利用に係る保守点検、更新等を行う必要があるとき。
 - (2) 災害等の不可抗力により、電子図書館の利用に係る設備が損傷したとき。
 - (3) 前号のほか、運営委員会が業務を休止する必要があると認めるとき。
- 2 図書館及び県立図書館の休館日は、利用者登録に関する業務は行わないものとする。

(利用するための機器及び通信料の負担)

第 13 条 電子図書館を利用するための機器類は利用者が用意し、電子図書館へ接続する際に発生する通信料については、全て利用者の負担とする。

- 2 図書館及び県立図書館は、その利用規程に定めのある場合は、利用者に前項の機器類を貸与することができる。

(著作権法に関する禁止行為等)

第 14 条 利用者に配信された電子書籍の使用は、著作権法に定める範囲に限られ、それ以外の改変、複製、展示、上映、譲渡、貸与、公衆送信等を行なわないこと。

- 2 利用者は前項のほか、電子図書館サービス提供事業者が提示する著作権に関する通知を遵守しなければならない。
- 3 利用者が、前 2 項の規定に違反し、損害が生じた場合は、当該利用者がその責を負うものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、利用者の登録に関して必要な事項は、別途定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 6 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 7 月 29 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 12 月 22 日から施行する。